

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、生活費増加費用、精神的損害、避難費用等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人1」という。）、X2（以下「申立人2」という。）、X3（以下「申立人3」という。）、X4（以下「申立人4」といい、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

- (1) 申立人1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目 ①自主的避難によって生じた生活費の増加費用
②自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
③避難および帰宅に要した移動費用

期 間 本件事故発生当初の時期

- (2) 申立人2ないし申立人4と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目 ①自主的避難によって生じた生活費の増加費用
②自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
③避難および帰宅に要した移動費用

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年12月31日

2 和解金額

- (1) 被申立人は、申立人1に対し、第1項(1)所定の期間及び損害項目に対する和解金として金8万円の支払義務があることを認める。
(2) 被申立人は、申立人2ないし申立人4に対し、第1項(2)所定の期間及び損害項目に対する和解金として各金60万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月9日

（仲介委員長 山崎司平、仲介委員 日向 隆、同 蓑毛誠子）